

保護者様

豊橋市立多米小学校

校長 酒井 憲一

生徒指導で特にお願いしたいこと

多米小学校では、6年間の小学校生活を通して、児童に集団生活の基盤や人間関係づくりの能力をきちんと身につけ、未来に向かって自分らしく生きるための力を蓄えさせたいと考えています。そのためには、ご家庭や地域の協力が必要です。以下の点については、特にご協力ください。

校内の生活

◎活動しやすく、衛生的な髪型

活動しやすく、衛生的な髪型がよいです。具体的には、「染髪をしていない」「髪が長い場合には髪を結ぶ」といった髪型を望ましい髪型としています。

◎体を動かしやすい服装

学校では、体育など体を動かす場面が多々あります。けが防止のためにも、活動しやすい服装でお願いします。また、気温の変化にも対応できるよう、脱ぎ着しやすい服装がよいでしょう。

校外での生活

◎授業時間外でのトラブルや事故等は、まず家庭で対応を

下校後のけがや、トラブルなどはまず家庭での対応をお願いします。学校へ遊びに来て起きた場合でも同様の対応をとらせていただきます。

◎公共施設は「みんなで使うもの」という意識で

「遊具を譲り合って使う」「道路では遊ばない」「物を壊さない」など、公共の場をみんなが気持ちよく使えるようお子さんに伝えてください。また学校も公共の場であることを同様に伝えてください。

◎ヘルメット着用、子どもだけで校区外に出ない

道路交通法では「保護者は13歳未満の子供にヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない」と定められています。また、防犯上の観点から、子どもだけで校区外には出ないというルールもつくっています。

スマートフォンなど、ネット機器に関するトラブル

◎書き込み、流出した画像や動画の削除等は、保護者の責任で

掲示板管理者への書き込み削除依頼、SNSの削除、流出した画像や動画等の削除、迷惑メール対策等は、ネット機器の所有や利用を許可している保護者の責任において行ってください。

その他

◎保護者の同意を得ずに、関係機関がお子さまを一時保護する場合があります

児童に不自然なあざやけが、その他虐待が疑われる事実があった時には、保護者の方におたずねする場合があります。児童虐待の疑いが強いと考えられるケースについては、保護者の方におたずねせずに、児童相談所などの福祉機関に連絡し、協力して対応する場合があります。その際は、児童や保護者の個人情報等も伝えます。ケースによっては、児童相談所がお子さまを一時的にあずかる場合もあります。

◎保護者の同意を得ずに、警察と連携することがあります

一般社会で許されないことは、学校でも許されません。必要と判断される場合は、保護者の方におたずねせずに警察等関係機関と連携して対応することがあります。その際は警察等の関係機関に限り、児童の個人情報を伝える場合があります。